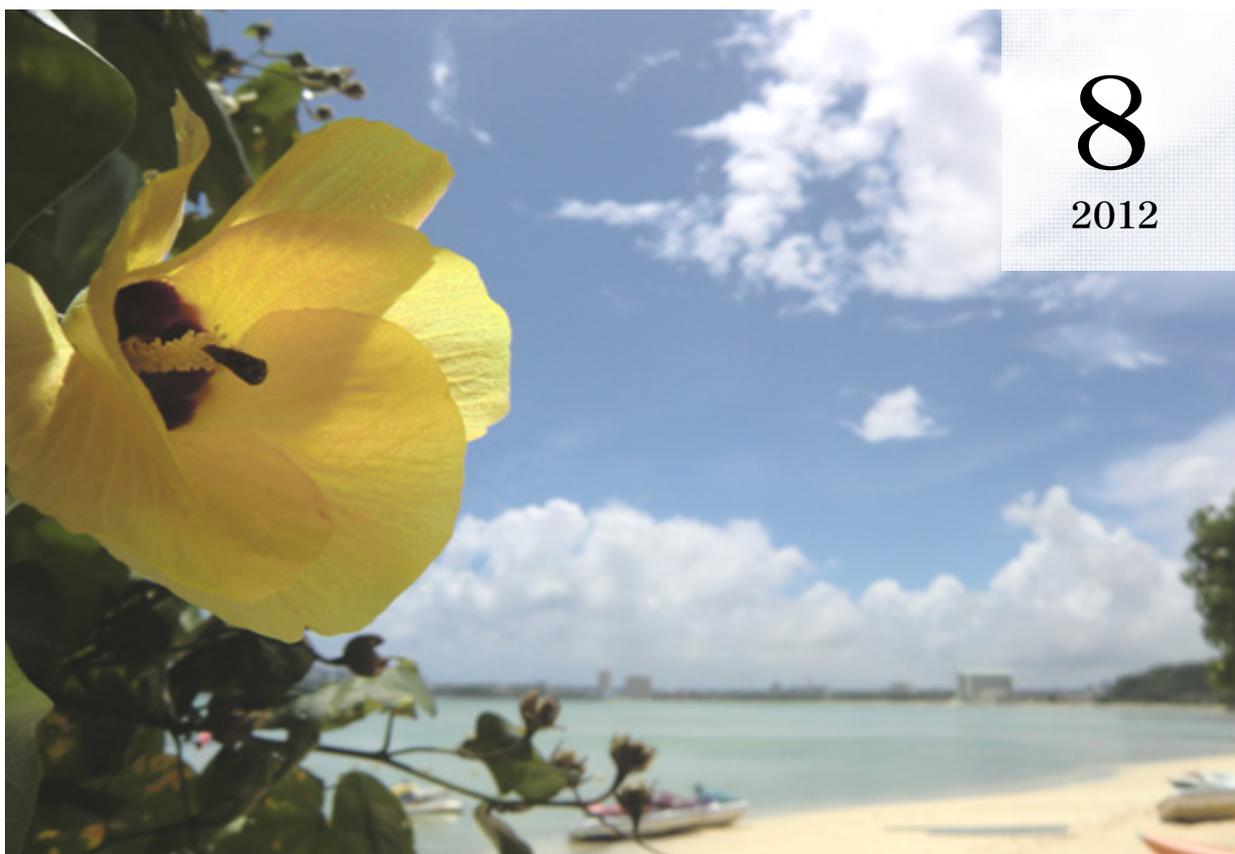


FMCだより

8月といえば、夏祭りの季節ですね。各地でいろいろなお祭りが開催されますが、楽しみにされている方も多いのではないのでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 F M C

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号
TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830



国外財産が5,000万円を超えたら 調書の提出を

登場人物
社長 顧問税理士

突然ですが…

突然、何が？

突然ですが、
五千円を超える
財産が国外に
ありますか？

調書って？

税制改正で、
五千円超の国外
財産保有者は、
調書提出義務が
課されました。

提出しないと？

国外財産の種類
や価額などを
記載した書類の
ことです。

果物の果汁か？

一年以下の懲役
又は五十万円以下
の罰金、さらに
過少申告加算税の
加重です。
重さが
加わること
です。

冗談だよ。

今や日本人が海外の資産を購入し保有することは、珍しいことではないようです。特に歴史的な円高が続く昨今では、富裕層に限らず海外資産を積極的に購入する方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

海外資産の保有は税の世界においても注目されており、国税側も情報収集に努めているようです。国税庁が昨年11月に公表した「平成22事務年度における相続税の調査の状況について」によれば、“特に、資料情報や相続人・被相続人の居住形態等から海外資産の相続が想定される事案については、積極的に調査を実施しているほか、調査の過程において海外資産の取得が把握された場合にも、深度ある調査によりその解明に努めています。”と述べています。

国外財産調書制度の創設

このようななか、平成24年度税制改正で国外財産調書の制度が創設されました。これにより、その年の12月31日現在の価額（原則時価）の合計額が5,000万円を超える海外資産（国外財産）を所有する日本の居住者は、所得税の申告有無に限らず、必要な事項を記載した国外財産調書とその年の翌年3月15日までに税務署へ提出しなければならなくなりました（国外送金法5①）。

財産を記載した調書といえば、その年分の総所得金額が2,000万円を超えた場合に提出する「財産債務明細書」があります。これと同様で罰則はないものとお考えの方がいらっしゃいますが、「国外財産調書」は罰則規定が設けられています。具体的には、この調書を提出しなかった又は虚偽記載があった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金です（同法10）。さらに、国外財産から生じた所得等の申告漏れや無申告が発覚した場合の罰金が加重されてしまいます（同法6②）。

[提出する調書(改正後)]

年分の所得		2,000万円以下		2,000万円超	
		5,000万円以下	5,000万円超	5,000万円以下	5,000万円超
財産所在地	国内	—	—	「財産債務明細書」を提出	「財産債務明細書」を提出 (国外財産は国外財産調書に記載するため、国内財産分のみ記載)
	国外	—	「国外財産調書」を提出		

この改正は、平成26年1月1日以後提出すべき国外財産調書について適用されることになるため、今年年末の国外財産の価額合計が提出有無の判定材料となります（改正法附則59）。罰則規定は平成27年1月1日以後の違反行為から適用されるものの、加重適用は平成26年1月1日以後提出すべき国外財産調書に係るものからです（改正法附則1九、79、60）。今後はその年分の所得金額だけではなく、国外財産の保有状況によって提出する書類が変動することを今から認識しておきましょう。

税務調査の受け方

7月に国税当局の定期人事異動が行われ、異動が落ち着いたこの時期から新たな税務調査の連絡や実施がはじまります。そこで今回は、税務調査とは一体どういうものなのか、税務調査を受ける際のポイントについて、お届けしたいと思います。

税務調査って何？

国税庁ホームページでは、「税務調査は、納税者の申告内容を帳簿などで確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるもの」とあり、平成21事務年度での調査件数は312,000件でした（国税庁HP「国税庁レポート2011年度版 3 適正・公平な税務行政の推進」より）。

このような税務調査では、まず原則として事前に調査を担当する職員等から調査日時などを納税者や税理士等に対して通知され、調査実施日には調査対象年度の申告書類や帳簿書類等を納税者の事務所等で閲覧しつつ、その都度質疑応答しながらすすめられます。その上で申告内容に誤りが認められた場合に、修正申告に応じるような是正等が行われていきます。

税務調査を受ける際のポイント

“税務調査”と聞くと、不安な気持ちからか普段とは違い、身構える、高圧的な態度をとる、威嚇してしまう方もいらっしゃるようですが、そのような態度をとる必要は全くありません。

調査担当者も人です。このような態度をとられたとしたら、「何かやましいことでもあるのかな？」と変に勘ぐり、「そういう態度をとるのなら」と調査がスムーズにすすまなくなってしまい、険悪な関係となってしまいうでしょう。

また、落ち着きのない態度や不用意な発言は控えることを忘れないようにしましょう。話題に出ていないことをあえてこちらから話す必要はありませんし、質問されたことに対して過剰に反応する必要もありません。調査担当者からの質問や発言に対して意見があれば、発言を最後まで聞いた上で、毅然とした態度で理路整然と述べればよいのです。もちろん、証拠となる書類を用意した上で発言すると、よりよいでしょう。

特に、初対面である調査当日の挨拶はとても重要といえます。お互いに緊張しているとはいえ、誠実な態度で接すれば、相手の調査担当者の心証もよく、同じように誠実な態度で接してくれるでしょう。はじまりがうまくいけば、後の調査もスムーズにすすみます。

調査の連絡から調査実施日までには、ある程度の日数があります。この間に調査対象となる事業年度等について、懸案事項や用意すべき資料などの打合せを私どもと行い、不安な気持ちや高揚する気持ちをまず落ち着かせることが何より大切でしょう。

税務調査を受ける際の心構えを、簡単な表にまとめました（右表）。

この表は、税務調査を受ける前に、気持ちの整理や対応方法を確認していただくために作成しています。各々の内容を読みながら気持ちを落ち着かせ、どのような対応をしたらよいのかご確認いただくとよいでしょう。

●税務調査を受ける心構え（簡易版）

内容

通常の税務調査であれば、特に意識、緊張する必要はありません。もし、心配ごとがあれば、事前に私どもへご相談ください。

誠実な対応が、調査をスムーズにすすめ、早く終わらせる最大のポイントです。

雑談等も、調査担当者にとっては貴重な情報源となります。不用意な発言を行って、疑義が生じないようにしましょう。

調査担当者からの質問で理解できない場合には、遠慮せずに聞き返しましょう。その場合には、相手の話の途中で聞き返すのではなく、最後まで聞いてから、聞き返すようにしましょう。

調査担当者の質問や指摘事項について、反論すべきことは、自信を持って冷静に理路整然と行いましょう。感情的な態度は、相手から見て「怪しい」と捉えられてしまいます。

調査担当者から事情聴取を受けるときには、必ず一人で受けなくてください。受ける前に、必ず私どもへご相談ください。



労務情報

平成27年度まで延長された 派遣労働者雇い入れにかかる 助成金

厚生労働省の調査によると、近年、非正規労働者が労働者全体の3分の1を超え、雇用の不安定さが問題視されています。この非正規労働者にはパートタイム労働者のほか、派遣労働者等があり、待遇を改善することや正社員として雇用すること等に対する助成金が創設されています。今回は、その中でも暫定措置が平成28年3月31日まで延長された、派遣労働者雇用安定化特別奨励金について取り上げましょう。

1.支給対象となる事業主

6ヶ月を超える期間継続して労働者派遣を受け入れていた業務に従事した派遣労働者を、その労働者派遣の期間の終了の日までの間（※）に無期または6ヶ月以上の有期（更新が明示されているものに限る）で直接雇い入れた事業主に対し、助成金が支給されます。

（※）労働者派遣の期間の終了の日までの間に、内定または労働契約の申込みをした場合であって、その就業開始日が労働者派遣の期間の終了の日の翌日から起算して1ヶ月以内であるときを含みません。

2.支給額と支給時期

支給額は下表のとおり大企業と中小企業で異なっています。また、直接雇い入れた際の労働契約が無期であるか、有期であるかによっても異なります。支給時期は、派遣労働者を直接雇い入れてから第1期：6ヶ月、第2期：1年6ヶ月、第3期：2年6ヶ月経過後の3回に分けて支給されます。

(1) 期間の定めのない労働契約の場合（無期）

事業主	支給額(合計)	支給対象期ごとの支給額
大企業	50万円	第1期 25万円、第2期 12万5千円、第3期 12万5千円
中小企業	100万円	第1期 50万円、第2期 25万円、第3期 25万円

(2) 6ヶ月以上の期間の定めのある労働契約の場合（更新が明示されているものに限る）

事業主	支給額(合計)	支給対象期ごとの支給額
大企業	25万円	第1期 15万円、第2期 5万円、第3期 5万円
中小企業	50万円	第1期 30万円、第2期 10万円、第3期 10万円

※「大企業」とは、中小企業事業主以外の事業主をいう。

3.受給手続き

この助成金を受給するためには、それぞれ支給対象期の末日の翌日から起算して1ヶ月以内に、必要な書類を添えて支給申請書を都道府県労働局または公共職業安定所に提出する必要があります。





正社員の職場での満足度

職場での満足度は、従業員の仕事へのモチベーションに影響を与えます。ここでは、厚生労働省が発表した調査結果（※）から、正社員の職場での満足度に関するデータをご紹介します。

男性よりも女性の方が満足している項目が多い

上記調査から、項目別に正社員の満足度をまとめると右表のようになります。

「満足」、「やや満足」の割合が最も多い項目を男女別にみると、男性は4項目（仕事の内容・やりがい／賃金／労働時間・休日等の労働条件／正社員との人間関係、コミュニケーション）、女性は6項目（仕事の内容・やりがい／賃金／労働時間・休日等の労働条件／職場の環境（照明、空調、騒音等）／正社員との人間関係、コミュニケーション）で、女性の方が現在の職場で満足している項目が多くなりました。

次に「どちらでもない」の割合が最も多い項目は、男性が8項目（人事評価・処遇のあり方／職場の環境（照明、空調、騒音等）／正社員以外の労働者との人間関係、コミュニケーション／職場での指揮命令系統の明確性／雇用の安定性／福利厚生／教育訓練・能力開発のあり方）

、女性が6項目（人事評価・処遇のあり方／正社員以外の労働者との人間関係、コミュニケーション／職場での指揮命令系統の明確性／福利厚生／教育訓練・能力開発のあり方／職業生活全体）となっています。

項目別正社員の職場での満足度（単位：％）

		満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満	不明
仕事の内容・やりがい	男性	27.8	39.0	22.0	7.4	2.8	0.9
	女性	28.6	37.8	23.4	7.3	2.0	0.9
賃金	男性	16.4	25.9	22.7	23.1	11.2	0.7
	女性	17.4	25.8	22.7	23.7	9.8	0.7
労働時間・休日等の労働条件	男性	23.4	26.1	25.7	14.8	6.1	3.9
	女性	27.1	25.9	22.7	16.1	5.2	3.0
人事評価・処遇のあり方	男性	14.9	21.7	39.5	14.6	7.6	1.6
	女性	15.4	20.6	38.4	16.3	7.4	1.9
職場の環境（照明、空調、騒音等）	男性	20.7	29.7	31.2	10.6	3.2	4.5
	女性	23.0	29.5	26.3	13.9	3.9	3.5
正社員との人間関係、コミュニケーション	男性	20.8	33.4	30.7	6.9	2.1	6.1
	女性	23.0	32.2	29.7	7.8	2.9	4.3
正社員以外の労働者との人間関係、コミュニケーション	男性	18.3	30.3	38.8	4.5	1.1	7.0
	女性	20.9	29.4	37.6	5.0	1.4	5.7
職場での指揮命令系統の明確性	男性	14.0	26.8	31.2	16.5	6.1	5.4
	女性	14.9	23.9	33.0	16.7	7.1	4.4
雇用の安定性	男性	27.8	29.5	29.3	8.3	2.6	2.6
	女性	31.1	29.2	28.6	6.9	2.0	2.2
福利厚生	男性	18.8	24.4	36.2	13.6	4.9	2.1
	女性	18.4	24.8	37.2	12.6	5.1	1.9
教育訓練・能力開発のあり方	男性	13.4	21.2	42.3	15.7	5.4	2.0
	女性	11.1	20.2	47.1	14.9	4.8	1.9
職業生活全体	男性	14.8	33.0	36.2	10.3	3.2	2.5
	女性	15.0	29.9	39.8	10.5	2.4	2.4

厚生労働省「平成22年就業形態の多様化に関する総合実態調査」より作成

正社員は教育訓練や能力開発のあり方に不満がある？

「教育訓練・能力開発のあり方」については、男女とも「どちらでもない」が唯一40%を超えています。また、すべての項目の中で「満足」とする割合が最も少なくなっています。社員の成長は企業の成長には欠かせない要素ですから、おろそかにはできません。

自社の教育訓練や能力開発のあり方について、見直した方がよい企業が多いのかもしれませんが。

（※）平成22年就業形態の多様化に関する総合実態調査

日本標準産業分類に基づく16大産業業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所のうちから、無作為に抽出した事業所を対象にした平成24年3月に発表の調査です。調査対象数51,152人、有効回答数33,087人、有効回答率64.7%となっています。詳細は以下の厚生労働省のサイトで確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/5-22.html>



人口10万人に対する 医師及び歯科医師数

全国の医科診療所や歯科診療所の数は、コンビニエンスストアよりも多く、地域によっては競合施設が多くなっています。ここでは、厚生労働省の調査（※）から、人口10万人に対する医療施設に従事している医師及び歯科医師数を都道府県別に紹介します。

医師の状況

人口10万人に対する医療施設従事医師数は、全国平均で219.0人となっています。最も多いのは京都府の286.2人、次いで東京都の285.4人、徳島県の283.0人となっています。全国平均より人数が多いのは24都府県となっています。なお、前回調査時の20年からの人数の増減をみると、鳥取県と福島県以外は増加しています。

歯科医師の状況

人口10万人に対する医療施設従事歯科医師数は全国平均で77.1人となりました。最も多いのは東京都の118.7人で、次に徳島県の98.4人、福岡県の98.3人となっています。全国平均より歯科医師数が多いのは、10都道府県となりました。20年からの増減については、千葉県、長野県、山口県、奈良県、静岡県、三重県で歯科医師数が減少しています。

日本の人口は減少に転じている一方、医科・歯科診療所の新規開業は続いています。このため、競合が厳しくなってくる地域が今後、増えてくるものと思われれます。自院を取り巻く環境について、今一度確認してみても、いかがでしょうか。

都道府県別人口10万対医療施設従事医師および歯科医師数（単位：人）

	医師		歯科医師		
	平成22年	20年からの増減	平成22年	20年からの増減	
京都府	286.2	7.0	東京都	118.7	0.8
東京都	285.4	8.0	徳島県	98.4	0.5
徳島県	283.0	5.4	福岡県	98.3	3.2
福岡県	274.2	6.0	大阪府	86.2	1.2
高知県	274.1	2.4	新潟県	85.3	1.3
岡山県	270.3	11.2	岡山県	84.0	0.7
長崎県	270.3	6.0	長崎県	82.1	1.4
鳥取県	265.9	-0.5	広島県	81.3	2.0
和歌山県	259.2	2.2	北海道	78.1	1.1
熊本県	257.5	13.1	千葉県	77.6	-0.5
香川県	253.7	7.4	全国	77.1	1.4
石川県	251.8	8.3	神奈川県	76.1	0.9
島根県	250.8	2.4	宮城県	74.9	2.8
大阪府	248.1	4.8	岐阜県	74.5	3.3
佐賀県	245.0	5.4	岩手県	74.3	2.0
大分県	245.0	8.4	長野県	72.0	-0.5
広島県	235.9	8.5	鹿児島県	71.7	3.7
愛媛県	235.8	1.5	佐賀県	71.1	2.4
山口県	233.1	1.2	和歌山県	70.8	0.5
鹿児島県	232.4	6.7	愛知県	70.3	1.9
沖縄県	227.7	9.2	埼玉県	69.1	2.5
福井県	226.5	10.0	福島県	68.5	1.4
富山県	223.6	0.0	京都府	68.3	1.0
宮崎県	220.3	2.9	熊本県	68.2	0.8
全国	219.0	6.1	香川県	68.0	1.1
北海道	218.3	4.6	兵庫県	67.4	2.0
兵庫県	215.2	6.0	群馬県	66.8	1.7
奈良県	213.7	6.6	栃木県	64.8	0.6
宮城県	210.4	5.8	山口県	64.3	-0.2
山梨県	209.7	6.0	山梨県	64.1	1.6
群馬県	206.4	6.3	愛媛県	64.0	1.1
山形県	206.3	10.8	奈良県	63.5	-1.3
栃木県	205.3	4.8	高知県	62.1	1.0
長野県	205.0	8.6	茨城県	61.7	0.2
秋田県	203.8	7.0	宮崎県	61.7	1.0
滋賀県	200.6	4.6	大分県	61.5	1.6
愛知県	191.7	8.3	鳥取県	60.5	1.2
三重県	190.1	7.6	沖縄県	60.2	3.2
岐阜県	189.0	11.2	静岡県	59.3	-0.7
神奈川県	187.8	6.5	三重県	59.1	-0.4
静岡県	182.8	6.4	秋田県	57.2	1.3
福島県	182.6	-0.6	山形県	56.2	1.4
青森県	182.4	8.0	滋賀県	56.1	1.9
岩手県	181.4	3.1	富山県	56.0	0.3
新潟県	177.2	2.8	島根県	55.6	1.9
千葉県	164.3	3.3	石川県	55.1	2.1
茨城県	158.0	4.3	青森県	54.9	0.4
埼玉県	142.6	2.7	福井県	50.6	1.1

厚生労働省「平成22年医師・歯科医師・薬剤師調査」より作成

（※）平成22年医師・歯科医師・薬剤師調査

日本国内に住所があって、医師法第6条第3項により届け出た医師、歯科医師法第6条第3項により届け出た歯科医師等を対象とした調査です。2年ごとに行われ、24年6月末時点では22年のデータが最新です。詳細は以下の厚生労働省のサイトで確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/33-20.html>

8月は、夏季休暇を実施する企業が多いため、休暇スケジュールの確認をし、発注や納期ミスなどがないようにしましょう。

2012年8月

お仕事備忘録

- 1. 個人事業者の税金の納付
- 2. 随時決定の反映(4月昇給の場合)
- 3. 賞与所得税の納付
- 4. 夏季休暇にまつわる諸業務
- 5. 中元、暑中見舞い状の礼状送付



1. 個人事業者の税金の納付

8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。

納税に該当する方は資金繰り等を考慮して、納付漏れがないように気をつけましょう。

また、口座引落しの手続きをされている方は、必ず引落日を確認し、引落日に引落せるように資金繰りの調整をしましょう。

- 例
- ・ 個人事業税（第1期分）
 - ・ 個人都道府県民税・市町村民税（第2期分）

2. 随時決定の反映（4月昇給の場合）

随時決定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

3. 賞与所得税の納付

7月に賞与を支給した事業所は、今月の源泉徴収所得税の納付の際に忘れないように納付しましょう。

4. 夏季休暇にまつわる諸業務

今回は、夏季休暇を実施した後の諸業務の再確認をしましょう。

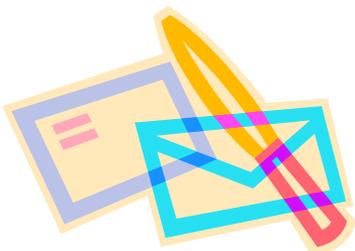
- ◆ 配達物の扱い
休暇中の郵便物の配達を休止している企業は、一斉に受取る書類が多いので、なくさないように速やかに関係部署あるいは該当者へ配布しましょう。
- ◆ 社員の勤怠管理
休暇中に事故などで怪我をしていないか、出勤しているかの確認をしましょう。

また、企業によっては来月から衣替えの時期になります。
作業服や作業靴などを配布している企業は、在庫の確認をし、一斉に渡せるように事前準備が必要です。

5. 中元、暑中見舞い状の礼状送付

【お礼状の注意事項】

- ・ なるべく早く送ること
- ・ 葉書でも充分
- ・ お礼状は、“出す”ことが肝心
- ・ 「ついでお礼・・・」は厳禁



お礼状の書式例

○年○月○日

○○株式会社
○○○○様

○○株式会社
○○○○

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度は、結構なお品をご惠贈いただきありがとうございます。書面をもちまして御礼申し上げます。

暑さ厳しき折から、お身体ご自愛下さい。

敬具



夏季休暇がある場合には、夏季休暇分の仕事の段取りを整え、取引先への配達、支払や回収などが滞らないように注意しましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	水	先勝	
2	木	友引	
3	金	先負	
4	土	仏滅	
5	日	大安	
6	月	赤口	
7	火	先勝	立秋
8	水	友引	
9	木	先負	
10	金	仏滅	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（7月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	土	大安	
12	日	赤口	
13	月	先勝	
14	火	友引	
15	水	先負	
16	木	仏滅	
17	金	大安	
18	土	先勝	
19	日	友引	
20	月	先負	
21	火	仏滅	
22	水	大安	
23	木	赤口	処暑
24	金	先勝	
25	土	友引	
26	日	先負	
27	月	仏滅	
28	火	大安	
29	水	赤口	
30	木	先勝	
31	金	友引	●健康保険・厚生年金保険料の支払（7月分） ●個人の県民税・市町村民税の納付（第2期分）※市町村の条例で定める日まで ●個人の事業税納付（第1期分）※各都道府県の条例で定める日まで